

# 指定給水装置工事事業者のみなさま

## 指定給水装置工事事業者制度は 5年ごとの更新が必要です

「水道法の一部を改正する法律」が 2019 年 10 月 1 日に施行され  
指定の有効期間が従来の無期限から**5年間**となりました。

※現行制度で指定を受けている工事事業者のみなさまは、指定を受けた  
日によって、初回の更新までの有効期間が異なります(下表参照)。

指定を受けた日	初回更新までの有効期間
<del>H10.4.1~H11.3.31</del>	<del>令和元年9月30日(済)令和2年9月29日まで(1年)</del>
<del>H11.4.1~H15.3.31</del>	<del>令和元年9月30日(済)令和3年9月29日まで(2年)</del>
<del>H15.4.1~H19.3.31</del>	<del>令和元年9月30日(済)令和4年9月29日まで(3年)</del>
H19.4.1~H25.3.31	令和元年9月30日 ~ 令和5年9月29日まで(4年)
H25.4.1~R1.9.30	令和元年9月30日 ~ 令和6年9月29日まで(5年)

更新については、対象となる指定給水装置工事事業者さま宛に、通知をします。  
なお、郵便の不着や未更新の方への再通知はいたしません。

### ● 指定更新の要件は、 新規申請と同じ 3 項目

※法令第 25 条の 3 及び省令第 20 条に準拠

- ①給水装置工事主任技術者の選任
- ②給水装置工事を行うための機械器具を有する
- ③水道法第 25 条の 3 で規定された欠格要件に該当しない者

### ● 更新申請に必要な書類

※令和元年 10 月公式 HP に掲載予定

- ・指定申請書
- ・機械器具調書
- ・誓約書
- ・指定更新時確認書
- ・選任する主任技術者免許状の写し
- ・定款の写し及び登記事項【法人】
- ・住民票の写し【個人】
- ・証書交付申請書 (必要とする者)

### ◎ 指定更新申請時に 4 項目の確認を行います

- ①指定給水装置工事事業者講習会の受講状況
- ②業務内容 (営業時間、漏水修繕、対応工事等について)
- ③給水装置工事主任技術者の研修受講状況
- ④適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況

※法令第 25 条の 8 及び省令第 36 条に基づいた事業の基準及び運営の基準

### ◎ 4 項目の確認資料

- ・講習会の受講証等
- ・外部研修の受講実施履歴等
- ・施工者の経験の有無及び配管技能の資格等



更新申請についてのお問い合わせは 上下水道局総務課 TEL:072-423-9590